

ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方

令和4年4月

検討事項

ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方について検討が必要ではないか。

【アクセス回線について】

<補填額の算定方法>

- ワイヤレス固定電話は、NTT東日本・西日本の自己設置設備による電話サービスの提供を基本としつつ、電話サービスの提供が極めて不経済となる場合等において、加入電話を置き換える形で極めて限定的に導入されるものである。このようなワイヤレス固定電話の制度趣旨を踏まえれば、加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の補填額については、現行の加入電話の補填額の算定方法の考え方を基本として、加入電話及びワイヤレス固定電話を合わせて取り扱い算定することが適当ではないか。
- この際、加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の補填の考え方については、情報通信審議会答申「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」(令和元年12月)において、「例外的に認められた範囲内において無線等の他社設備を利用して電話サービスを提供する場合に、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要がある」とされている。したがって、加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の補填額の算定方法は、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果を反映したものとすることが必要ではないか。
- 現在の加入電話の補填額の算定では、ベンチマーク方式を用いるとともに、回線単価は局舎単位で算定することを原則としつつ、ドライカップ接続料が東日本・西日本単位で算定されていることを踏まえ、加入者回線コストについては東日本・西日本単位で算定することとしている。ワイヤレス固定電話は、加入電話の加入者回線部分の効率性向上を目的としたものであるため、仮に、現在の加入電話の補填額の算定方法を、加入電話及びワイヤレス固定電話を合わせた電話群に適用したとしても、算定される補填額には、効率性向上の効果が直接には反映されない。
- したがって、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果を補填額の算定方法に反映するため、上記とは異なる算定方法を検討することが必要ではないか。

- 具体的には、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合の加入電話の補填額をベースとして、ここから、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額を控除することが考えられるのではないかと。
- その方法としては、まずは、ワイヤレス固定電話が実際に導入された際の効率性向上の効果を測定し、当該測定値から、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額を算定することが考えられる。ただし、ワイヤレス固定電話は現時点では未導入であり、またNTT東日本・西日本によりエリア毎の特性等を踏まえた導入の検討が進められていることを踏まえると、少なくとも現時点で実際に導入された際の効率性向上の効果の測定方法等を定めることは困難である。そこで、特定の方法で算定した金額を、「補填額におけるワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額」とみなすことを検討してはどうか。
- この点について、KDDIからは、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合の加入電話の回線単価の分布において、実際にはワイヤレス固定電話である回線の単価はベンチマーク値を下回るとして、当該回線による補填額への寄与を「補填額におけるワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額」とみなし、補填額から控除するとの提案があった。
- KDDIからの提案に対して、NTT東日本・西日本からは、仮にKDDIからの提案を基本にするとしても、補填額から控除する「補填額におけるワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額」の算定方法については、KDDIからの提案に対して補正を行うべきとの提案があった。
- これらの提案も踏まえ、「補填額におけるワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額」を、どのように算定することが適当か。

■ ワイヤレス固定電話の提供イメージ



■ ワイヤレス固定電話の提供に伴うコスト削減効果 第25回ユニバーサルサービス政策委員会 NTT東日本・西日本説明資料 から抜粋

回答1-2

委員限り

- 回答1-1の通り、現時点では、応札事業者の提案内容を精査している段階であり、モバイル事業者との契約締結に向けた諸条件の調整中ですが、今後、それらを踏まえ、具体的な提供対象エリア等の検討を行う予定です。
- なお、前回ご提示した包括的検証の議論におけるコスト試算について、モバイル網の調達に係る応札事業者の提案額や当社設備の開発に要する費用等を精査の上、同様の前提で改めて算定した場合、提供開始後10年目で □ 億円のコスト削減効果が見込まれることとなります。
- 上記の算定においては、「①メタルケーブルの新設・維持に要する費用」と「②ワイヤレス固定電話の提供に要する費用」の差分（②－①）をワイヤレス固定電話の提供によるコスト削減効果としており、提供開始後3年目で1万回線、10年目で10万回線の需要を想定しております。

(単位：億円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
コスト削減効果 (②－①)										

※ コスト削減の効果をマイナスで表記

[参考] 補填額算定方法の提案

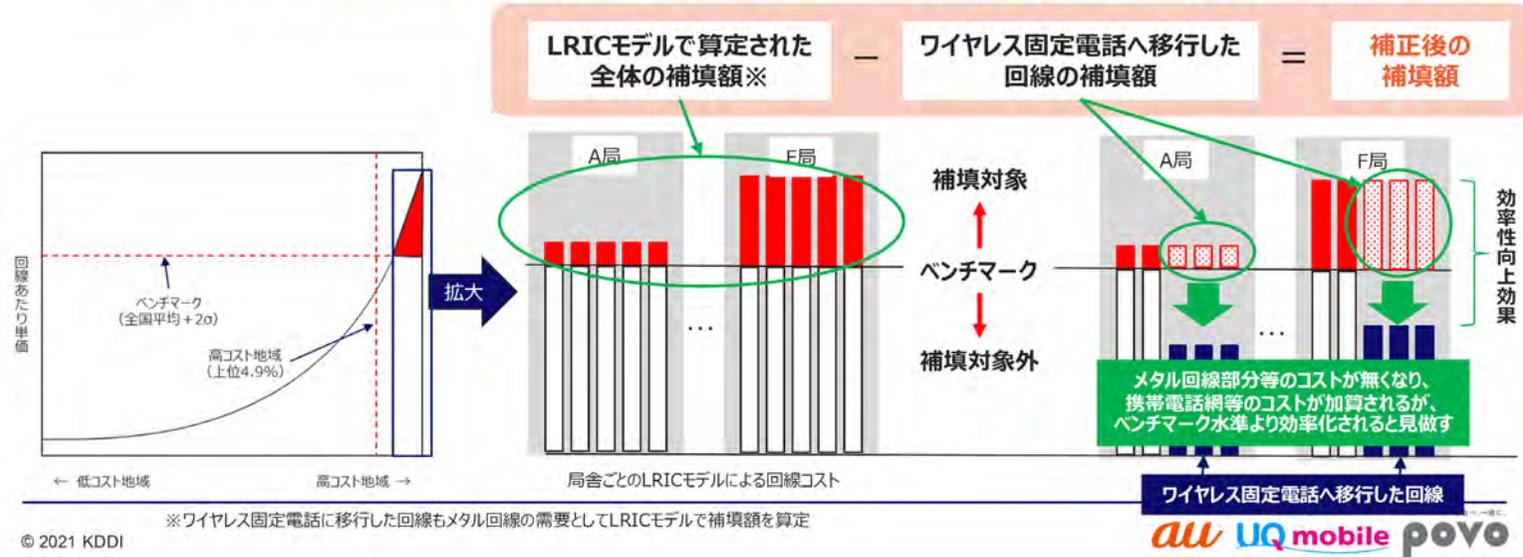
<NTT東日本・西日本からの提案方法> 第25回ユニバーサルサービス政策委員会 NTT東日本・西日本説明資料 から抜粋

- 以上により、補填の在り方については、ワイヤレス固定電話が、現時点「補填対象外」の整理とされている「加入電話に相当する光IP電話」と同様に、特定地域を対象として限定的に提供される特性のサービスであることから、当面、補填額算定時の対象回線に含めないこととし、ワイヤレス固定電話の提供状況や加入電話からの移行状況等を踏まえ、一定程度の導入が進んだ段階において、改めて算定方法等の検討を行っていくことが適当ではないかと考えます。

<KDDIからの提案方法> 第25回ユニバーサルサービス政策委員会 KDDI説明資料 から抜粋

ワイヤレス固定電話の効率性向上効果をモデル外で補正

- ワイヤレス固定電話は、ベンチマークを下回るコスト水準に効率化されるものと見做す
- ベンチマークを下回る場合はそもそも補填対象外であることから、ワイヤレス固定電話へ移行した回線分の補填額を全体の補填額(LRICモデルで算定された補填額)から控除し、効率化を反映



- 前回の委員会において、NTT東日本・西日本及びKDDIから提案のあった加入電話・ワイヤレス固定電話のアクセス回線に係る補填額の算定方法の具体案について、一定の仮定の下、ワイヤレス固定電話導入5年目及び10年目における補填額を試算した。

<NTT東日本・西日本からの提案方法>

- ・ ワイヤレス固定電話回線を除く、現に設置されているメタル回線を回線需要として、
- ・ 現在の加入電話アクセス回線補填額算定方法(ベンチマーク方式)により補填額を算定する。

<KDDIからの提案方法>

- ・ ワイヤレス固定電話回線もメタル回線とみなし、現に設置されているメタル回線と合わせて回線需要として、
- ・ 現在の加入電話アクセス回線補填額算定方法(ベンチマーク方式)により補填額を算定する。
- ・ その後、ワイヤレス固定電話回線分の補填額を控除する。

試算上の仮定

- ・ 加入電話回線数は、過去3年間の平均増減率(都道府県別)を横置きして予測。
- ・ ワイヤレス固定電話回線数は、NTT東日本・西日本からの説明に基づき、導入3年目に1万回線、導入10年目に10万回線とし、その間は線形に導入が進むと仮定。
- ・ 各年度でのワイヤレス固定電話導入回線の選定方法については、①対象地域に均一に導入、②モデル上の高コスト地域から順に導入、③モデル上の低コスト地域から順に導入、の3パターンを仮定して試算。
- ・ 回線単価の算定には、第8次PSTN-LRICモデルを使用し、加入電話回線数以外のモデル入力値は直近の数値を横置きして使用。

回線数※	現在	ワイヤレス固定電話 導入1年目		ワイヤレス固定電話 導入5年目		ワイヤレス固定電話 導入10年目	
	令和3年度	令和5年度	令和9年度	令和14年度			
加入電話回線数	1,357万回線	1,174万回線	880万回線	613万回線			
ワイヤレス固定電話化可能回線数	58万回線	50万回線	38万回線	27万回線			
ワイヤレス固定電話回線数	—	0.3万回線	3.6万回線	10万回線			

※ 試算においては、本表の数値に一定の方法で光IP補正を考慮した回線数を使用。

NTT東日本・西日本からの提案方法に基づく試算結果

	令和2年度	令和9年度（導入5年目）		令和14年度（導入10年目）	
	補填額	補填額	ワイヤレス固定電話導入に伴う 補填額増減	補填額	ワイヤレス固定電話導入に伴う 補填額増減
ワイヤレス固定電話導入なし	27.5億円	26.8億円	—	25.4億円	—
対象地域に均一に導入	—	26.0億円	−0.8億円	27.4億円	+2.0億円
モデル上の高コスト地域から順に導入	—	21.0億円	−5.8億円	21.7億円	−3.7億円
モデル上の低コスト地域から順に導入	—	26.7億円	−0.1億円	25.4億円	−0.0億円

- NTT東日本・西日本からの提案方法では、ワイヤレス固定電話導入に伴い、補填額が増加するケースと減少するケースのいずれも存在。
- 令和9年度（導入5年目）においては、試算した3ケースとも補填額が減少しているが、このことは、同年度であれば必ず補填額が減少することを示しているわけではない点に要留意。

KDDIからの提案方法に基づく試算結果

	令和2年度	令和9年度（導入5年目）		令和14年度（導入10年目）	
	補填額	補填額	ワイヤレス固定電話導入に伴う 補填額増減	補填額	ワイヤレス固定電話導入に伴う 補填額増減
ワイヤレス固定電話導入なし	27.5億円	26.8億円	—	25.4億円	—
対象地域に均一に導入	—	25.6億円	−1.2億円	21.0億円	−4.4億円
モデル上の高コスト地域から順に導入	—	16.8億円	−10.0億円	13.7億円	−11.7億円
モデル上の低コスト地域から順に導入	—	26.8億円	±0.0億円	25.4億円	±0.0億円

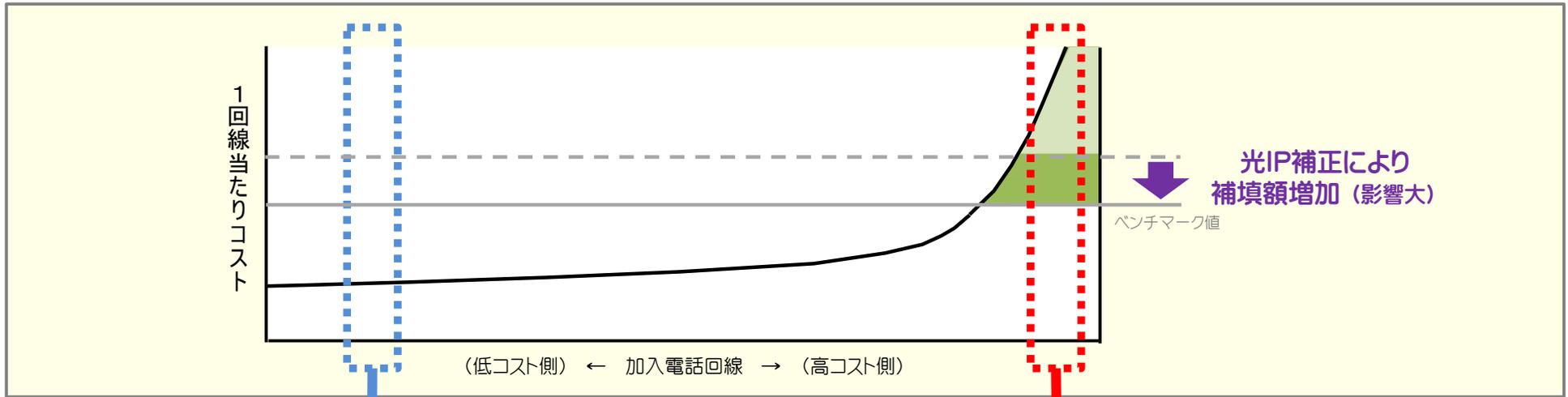
- KDDIからの提案方法では、原理的にいかなる場合でも補填額は増加せず、このことは試算結果にも表れている。
- ワイヤレス固定電話が対象地域に均一に導入されるケースでは、令和9年度（導入5年目）から令和14年度（導入10年目）にかけて、補填額の減少幅が拡大。他方、同ケースでは、令和14年度（導入10年目）においても、一定程度の補填額が残存。

<制度の運用>

- NTT東日本・西日本からは、ワイヤレス固定電話は加入者回線に係る実際費用の削減を目的として導入するものであるため、ワイヤレス固定電話の導入に当たり、対象回線が補填対象の収容局に収容されているか否かは導入判断の基準そのものにはならない旨説明があった。こうした点も踏まえれば、加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の交付金制度の運用に当たっては、ワイヤレス固定電話の導入が交付金制度の運用との関係で恣意的に進められていないか確認する観点も含め、NTT東日本・西日本によるワイヤレス固定電話導入の進捗状況、具体的な導入地域・回線、当該導入による効率性向上の効果等を注視することが必要ではないか。また、算定された補填額に、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果が適切に反映されているか確認することが必要ではないか。

<光IP補正等>

- 現在、加入電話のアクセス回線に係る補填額の算定では、光IP電話への移行に伴う補填額の減少を補正するため、加入電話から光IP電話へ移行した回線数を、現に設置されている加入電話の回線数に加算する対応(光IP補正)を行っている。電話サービスの提供が極めて不経済となる場合等に限定してワイヤレス固定電話が導入されることを前提として、現行の加入電話の補填額の算定方法の考え方を基本とし、加入電話及びワイヤレス固定電話を合わせて取り扱い補填額の算定を行う場合、光IP電話へ移行した電話の中には一定数のワイヤレス固定電話も含まれていたとみなし、加入電話の回線数とともに、ワイヤレス固定電話の回線数についても補正を行うことが必要ではないか。
- ワイヤレス固定電話の回線数の補正を行う場合、どのような方法で補正を行うことが適当か。ワイヤレス固定電話の導入が、当面の間は、電話サービスの提供が極めて不経済となる場合の中でも限定的に進められる見込みであることを踏まえれば、まずは、ワイヤレス固定電話の回線数について、局舎単位で加入電話の回線数の補正率と同率を乗じることにより補正を行うことが考えられるのではないか。現時点で他に現実的な方法は考えられるか。



A局舎

加入電話
(実際) 10万回線 → 40万回線
光IP補正で4倍

ワイヤレス固定電話
(実際) 20回線 → 80回線
光IP補正と同率の4倍

B局舎

加入電話
(実際) 1万回線 → 1.1万回線
光IP補正で1.1倍

ワイヤレス固定電話
(実際) 100回線 → 110回線
光IP補正と同率の1.1倍

光IP補正

光IP補正に伴う補正(案)

光IP補正に伴う補正により補填額減少 (影響小)

※ KDDIからの提案を基本として補填額を算定する場合

【離島特例通信について】

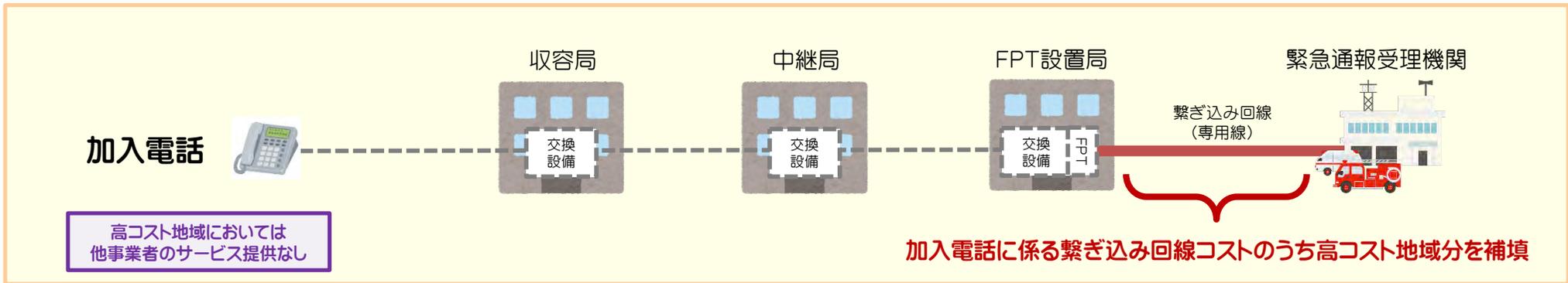
- NTT東日本・西日本からは、ワイヤレス固定電話の通話料について、全国一律のフラットな料金とする方向で検討している旨説明があった。このことを踏まえれば、ワイヤレス固定電話の離島特例通信について、ユニバーサルサービスとして位置づける必要はないのではないか。

【緊急通報について】

- ワイヤレス固定電話の緊急通報では、現在加入電話の緊急通報で用いられている回線と同一の緊急通報繋ぎ込み回線が用いられる。また、従前からの高コスト地域(ワイヤレス固定電話回線も加入電話回線とみなした上で特定した高コスト地域)においては、ワイヤレス固定電話が導入されても、新たな競争事業者の参入は見込まれない。これらのこと、またワイヤレス固定電話は加入電話を置き換える形で導入されるものであることを踏まえれば、加入電話及びワイヤレス固定電話の緊急通報については、現在の加入電話の緊急通報に係る補填の扱いを踏襲し、加入電話及びワイヤレス固定電話に係る緊急通報繋ぎ込み回線部分のコストのうち、従前からの高コスト地域分を補填することが適当ではないか。

※ 専用線接続方式の場合を例示

■ ワイヤレス固定電話導入前 (現在)



■ ワイヤレス固定電話導入後

